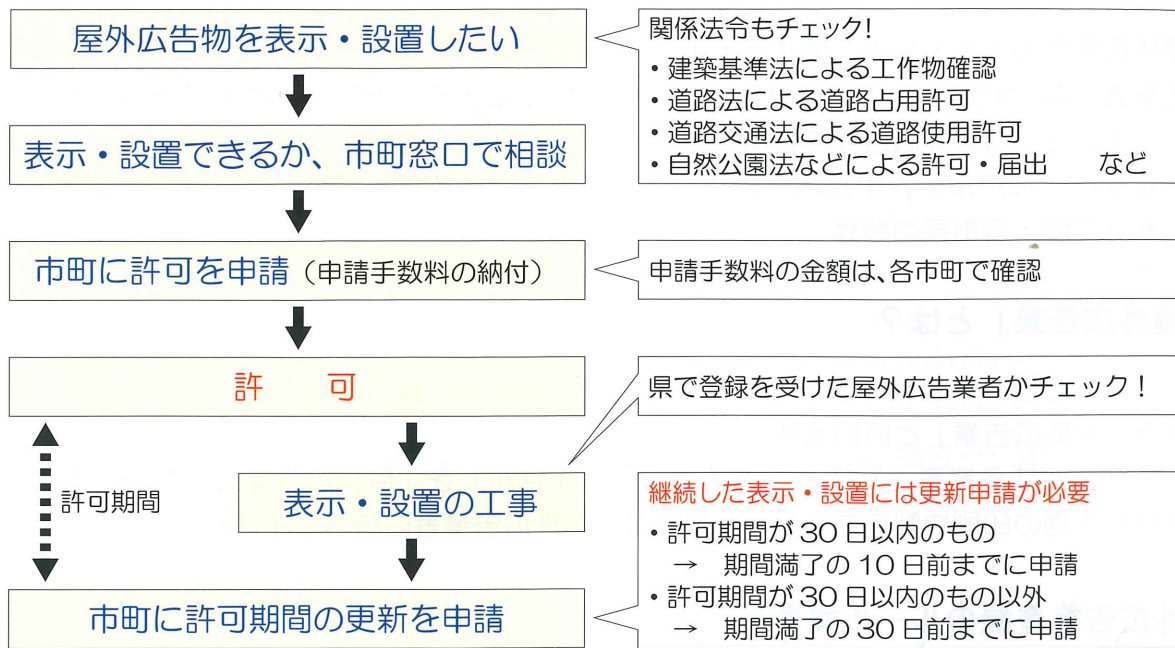


# 許可申請手続き

表示・設置の許可が必要な屋外広告物については、その表示・設置する場所を管轄する市町長の許可(電車に表示するものは、兵庫県知事の許可)が必要です。



## 1 許可申請に必要な書類

許可申請・変更許可申請	許可期間の更新申請
屋外広告物許可等申請書(正副2通) <添付書類> ①表示・設置場所の付近見取図及び周辺写真 ②屋外広告物の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図 ③屋外広告物の意匠図(色彩、表示面積等を明示) ④(建築物を利用する場合) 建築物・既存広告物の位置関係、現況がわかる図面、写真 ⑤(道路・鉄道等から展望できる地域で、自己敷地外に表示・設置する場合) 道路・鉄道等、他の広告物、交通信号機、踏切までの距離を示した図面 ⑥(道路から展望できる地域で、自己敷地内に突出広告物を表示・設置する場合) 交通信号機までの距離を示した図面 ⑦(禁止地域等以外の住居系地域等に貸看板を表示・設置する場合) 既存貸看板の位置図、意匠図、カラー写真 ⑧(自己の所有・管理する土地・物件以外に表示・設置する場合) 表示・設置の承諾書等 ⑨委任状(許可申請手続きを代理人に委任する場合)	屋外広告物許可等申請書 (正副2通) <添付書類> 左欄の①、③、⑨及び 自己点検結果報告書  このほか、次の㉠㉡いずれ にも該当するものは、屋外広 告物の安全点検実施要綱に基 づく「安全点検結果報告書」 の提出が必要 ㉠屋外広告物の上端の高さが、 地上からの高さ4mを超え ているもの ㉡設置から10年以上経過した もの

※屋外広告物許可等申請書は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

※写真は、全て申請の3カ月以内に撮影したもの

## 2 許可期間

区 分	期 間
看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるものその他これらに類するもの	2年以内
宣伝車、電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
はり紙、はり札、アドバルーン、広告幕、広告旗、立看板その他これらに類するもの	30日以内